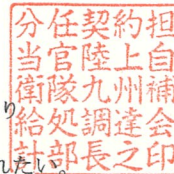


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 小池ゆかり



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
1SNE1SA01210	1SNS1AG0022 0001	914041246485	DSP K 2210F(1)				
品名 または 件名							
重油 1種2号(バルク) ほか5件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1,080.00	KL						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地				各地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
各地				令和4年3月31日(木)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和4年2月9日(水) 10時30分 九州補給処 調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和01・02・03(平成31・32・33)年度のものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 当駐屯地においては、急激な新型コロナウイルス感染拡大に伴い感染防止を目的とし当分の間郵便入札のみとする。入札期日の前日令和4年2月8日(火)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。なお、現行の入札実施要領に変更する時期は公告等で連絡する。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 福岡、佐賀、久留米、大分、佐世保、北九州の各商工会議所
- イ 福岡、久留米、小倉、玖珠、相浦の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
調達会計部契約課第2契約班 担当 坂口 (内線2319)
- ウ 仕様書に関すること
装備計画部需品課 担当 瀬尾 (内線2445)

品目等内訳書

NO	契約実施計画番号		ISNEISA01210		品名	仕様書番号	数量	単価	金額	銘柄	納地		指定		
	調達要求番号	物品番号	引渡場所	搬入場所											
1	ISNSIAG0022	0001	914041246485	0001	部品番号 または 規格	仕様書番号	KL	1,080.00		グループ	各地	各地	検査		
					使用器材名									仕様書番号	数量
					重油 1種 2号 (バルク)										
2	ISNSIAG0023	0001	914041246485	0001	仕様書のとおり	仕様書番号	KL	472.00			各地	各地	検査		
					重油 1種 2号 (バルク)									仕様書番号	数量
					仕様書のとおり										
3	ISNSIAG0024	0001	914000296945	0001	仕様書のとおり	仕様書番号	LI	170,000.00			各地	各地	検査		
					灯油 1号 (バルク)									仕様書番号	数量
					仕様書のとおり										
4	ISNSIAG0025	0001	914000296945	0001	仕様書のとおり	仕様書番号	LI	20,000.00			各地	各地	検査		
					灯油 1号 (バルク)									仕様書番号	数量
					仕様書のとおり										
5	ISNSIAG0026	0001	914000296945	0001	仕様書のとおり	仕様書番号	LI	26,000.00			各地	各地	検査		
					灯油 1号 (バルク)									仕様書番号	数量
					仕様書のとおり										
6	ISNSIAG0027	0001	914000296945	0001	仕様書のとおり	仕様書番号	LI	14,000.00			各地	各地	検査		
					灯油 1号 (バルク)									仕様書番号	数量
					仕様書のとおり										
					- 以下 余白 -										

防衛省仕様書

D S P

重油

K 2210F

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(FUEL OIL, BURNER)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
特種	1号	9140-299-0191-5	硫黄分を除き、J I S K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-422-1089-5	
	2号	9140-299-0192-5	
1種	1号	9140-299-0163-5	J I S K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-419-9913-5	
	2号	9140-412-4648-5	硫黄分を除き、J I S K 2205の1種(A重油)2号のもの。
		9140-419-9914-5	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2205 重油

J I S K 2249 原油及び石油製品-密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、J I S K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下、特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

b) 1種1号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。

c) 1種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)2号による。ただし、硫黄分は、1.0%以下とする。

3 品質保証

検査は、JIS K 2205によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249により、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

重油

(FUEL OIL, BURNER)

DSP
K 2210F(1)
制定 昭和48. 3. 30
改正 平成25. 3. 26

この改正票は、DSP K 2210F(重油)についてのものであり、DSP K 2210Fと併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひよう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法

JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15 °C)g/cm³を測定した結果とする。”を

“測定結果は、JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15 °C)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

防衛省仕様書

D S P

K 2208E

灯油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(KEROSINE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、暖房、ちゅう房、灯火、石油発動機、溶剤、洗浄用などに使用する灯油について規定する。

1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 1 による。

表 1—製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号	納入区分
灯油1号	9140-002-9694-5	バルク
	9140-001-9417-5	ドラム

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2203 灯油

J I S K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、J I S K 2203による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2203によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、N D S Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

2.

K 2208E

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2203に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

灯 油

(KEROSENE)

D S P
K 2208E(1)
制定 昭和48. 3. 30
改正 平成25. 3. 26

この改正票は、DSP K 2208E(灯油)についてのものであり、DSP K 2208Eと併用される。

1.3 a) 規格 中

“JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひょう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法

JIS K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に
改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を

“測定結果は、JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。